

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4

氏 名 東武商事株式会社

代表取締役 小林増雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日 令和 7年10月 5日

許可の有効期限 令和14年10月 4日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、
⑤特）汚泥、⑥特）廃油、⑦特）廃酸、⑧特）廃アルカリ（以上8種類）

※⑤、⑥、⑦及び⑧に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 5年10月 5日	新規許可
平成 9年 2月25日	変更許可
平成10年10月 5日	更新許可
平成15年10月 5日	更新許可
平成20年10月 5日	更新許可
平成25年 9月12日	変更許可
平成25年10月 5日	更新許可
平成25年11月25日	変更許可
平成30年10月 5日	更新許可
令和 7年10月 5日	更新許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アル カリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 1,3- ジブチル ジシロキサン 系廃棄物
アルキル水銀化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
有機燐化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
砒素又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
PCB	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロエチレン	◎	○	○	○	○	－	－	－
テトラクロエチレン	◎	○	○	○	○	－	－	－
ジクロロメタン	◎	○	○	○	○	－	－	－
四塩化炭素	◎	○	○	○	○	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	◎	○	○	○	○	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	◎	○	○	○	○	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	◎	○	○	○	○	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	◎	○	○	○	○	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	◎	○	○	○	○	－	－	－
1,3-ジクロロプロパン	◎	○	○	○	○	－	－	－
チウラム	－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	◎	○	○	○	○	－	－	－
ダイキシン類	－	－	－	－	－	－	－	－